

1 化審法における化学物質管理の取組状況と課題の整理について（たたき台）

2 3 1．化審法における化学物質管理の取組状況

4 (1) 我が国の化学物質管理における化審法の位置付け

5 環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）では、化審法に基づく化学物
6 質管理の取組は、化管法、大防法、水濁法等とともにライフサイクル全体の
7 リスクの削減の取組の一つとして整理され、「一般用途（工業用）の化学物質
8 については、化学物質審査規制法に基づき、平成 23 年度から導入された包括
9 的管理制度を円滑に運用するとともに、特定化学物質及び当該物質が使用さ
10 れた製品による環境汚染を防止するため、流通過程における適切な化学物質
11 管理を行う」こととされている。SAICM 国内実施計画（平成 24 年 9 月 SAICM
12 関係省庁連絡会議）においても同様の位置付けがされている。

13 14 (2 - 1) 第一種特定化学物質に対する規制

15 難分解性、高濃縮性、人健康影響又は生態影響を有する物質については、第
16 一種特定化学物質に指定し、製造・輸入については許可制（下記のエッセ
17 ンシャルユース用を除き事実上の禁止）としている。第一種特定化学物質に係
18 る規制はストックホルム条約（2004 年発効）の国内担保措置の一つと位置付
19 けられており、近年、ストックホルム条約の附属書改正により廃絶等の対象
20 とされた物質について、順次第一種特定化学物質に追加指定している（国内
21 で第一種特定化学物質相当の物質が新規化学物質として新たに届出されたこ
22 とはない）。化審法制定以降これまでに 30 物質（群）が指定されており、平
23 成 27 年 5 月のストックホルム条約締約国会議の決定を受けて、現在 2 物質群
24 について追加指定の手続を行っているところである。

25 ストックホルム条約の附属書において廃絶等の適用除外として認められた物
26 質・用途について、平成 21 年法改正により、化審法においてもエッセ
27 ルユースとして厳格な取扱い基準・表示義務に従いつつ製造・使用が可能と
28 されている。

29 他の化学物質に不純物として含まれる第一種特定化学物質については、当該
30 第一種特定化学物質による環境の汚染を通じたりスクが懸念されず、その含
31 有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減されていることをもっ
32 て第一種特定化学物質としては取り扱わないとの運用を行ってきた。

33 PCB 等、これまで第一種特定化学物質に指定された物質については化学物質

1 環境実態調査において環境モニタリングを実施して一般環境中の残留状況を
2 監視しており、横ばい又は漸減傾向が認められている。

3 4 (2-2) 監視化学物質に対する措置

5 監視化学物質（難分解性・高濃縮性・毒性不明）に指定された物質は 37 物質
6 あり、製造輸入実績数量・詳細用途（約 280 区分）の届出義務が課せられて
7 いる。また、監視化学物質の取扱事業者には監視化学物質の譲渡又は提供時
8 に情報提供の努力義務が課せられている。

9 最近では、平成 26 年に、監視化学物質のうち 1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシク
10 ロドデカンが第一種特定化学物質に指定されている。

11 12 (3-1) 第二種特定化学物質に対する規制

13 これまで第二種特定化学物質に指定された物質は 23 物質あり、いずれも平成
14 21 年改正以前に指定されたものである。これらについては、製造輸入予定数
15 量・詳細用途及び製造輸入数量実績・詳細用途（約 280 区分）の届出義務が
16 課せられている。第二種特定化学物質・第二種特定化学物質使用製品の主要
17 な用途については技術上の指針が策定され、また、表示の義務が課されてい
18 る。国の権限として環境中の残留の程度の許容限度を考慮した製造輸入数量
19 の制限が必要である旨の認定、予定数量の変更命令、取扱い・表示に係る勧
20 告、指導・助言、報告徴収及び立入検査が規定されているが、近年の実施実
21 績はない。

22 第二種特定化学物質の製造輸入実績数量は概ね減少傾向にあり、PRTR 排出
23 量は横ばい又は減少にある。環境基準が設定されている項目については環境
24 基準をほとんど達成している。

25 26 (3-2) 優先評価化学物質に対する措置

27 優先評価化学物質（リスクがないとは言えない）に指定された物質は 177 物
28 質あり、製造輸入数量実績・詳細用途（約 280 区分）の届出義務が課せられ
29 ている。また、優先評価化学物質の取扱事業者には優先評価化学物質の譲渡
30 又は提供時に情報提供の努力義務が課せられている。

31 平成 23 年 4 月の改正法施行以降、リスク評価を順次実施しているところであ
32 り、これまでのところ優先評価化学物質から第二種特定化学物質に指定され

1 た物質はない。

2 優先評価化学物質のリスク評価において、広範な汚染を伴わないものの一定
3 のリスクが懸念される優先評価化学物質に対しては、化審法に基づく指導助
4 言等を行うこととしている。

6 (4) 一般化学物質に対する措置

7 一般化学物質については、製造輸入数量実績・簡易用途(49区分)の届出義務が課せられている。届出情報及び既存の有害性に係る知見に基づきスクリーニング評価を実施し、リスクがないとはいえないものについて優先評価化学物質への指定を行っている。

12 (5) 新規化学物質に対する措置

13 新規化学物質の審査の際に、一部の有害性の高い物質等については、必要に応じて新規化学物質審査の3省合同審議会から注意喚起され、3省事務局から届出者に対して取扱いに注意するよう伝達している。

16 中間物等の特例の確認(事業者による中間物等の取扱い・管理方法について3省が確認)を受けた新規化学物質については、毎年度製造輸入に関する実績報告が行われるとともに、立入検査により遵守状況を確認している。

20 (6) その他

21 前回法見直し時の答申や国会附帯決議を受け、化学物質の安全性情報の公開、
22 情報伝達の取組等の促進を実施している。

24 2. 化審法における化学物質管理に関する課題の整理

25 (1) 環境基本計画、SAICM との関係

26 環境基本計画及び SAICM 国内実施計画で化学物質管理全般の目的とされて
27 いる「WSSD2020年目標¹」及びその中で言及されている「予防的取組方法²」

¹ 2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」での、「ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21の約束を新たにするとともに、予防的取組方法に留意しつつ透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との、首脳レベルでの長期的な化学物質管理に関する国際合意

² 国連環境開発会議(1992)の「環境と開発に関するリオ宣言」では「環境を保護するため、

1 の観点から、現在の化審法における化学物質管理や他法令との連携は十分な
2 もものとなっているか。十分なものであれば今後どのようにこの取組を継続し
3 ていくべきか。不十分であれば、化審法と他法令の一層の連携、事業者の自
4 主的取組の一層の促進を含め、どのような取組を行うべきであるか。

5 6 (2) 各カテゴリーの規制に関する課題

7 第一種特定化学物質については、製造輸入の事実上の禁止等の規制を講じて
8 きたところであり、着実にこうした規制を続けていく必要があるのではない
9 か。また、現在、ストックホルム条約ではいくつかの物質が一部の締約国か
10 ら新たな規制対象とすべく提案されているところであり、我が国の知見を積
11 極的に提供して条約における規制対象物質の議論に貢献し、条約の規制対象
12 物質に追加されるものがあれば、第一種特定化学物質に追加する等の措置を
13 講じていくべきではないか。その際、エッセンシャルユースに係る規定につ
14 いても引き続き適切に運用することが必要ではないか。

15 他の化学物質に不純物として含まれる第一種特定化学物質については、これ
16 までの運用（工業技術的・経済的に可能なレベルまでの低減）を引き続き適
17 切に継続するとともに、今後の事業者による取組の状況等を踏まえ、必要に
18 応じ所要の検討を行うべきではないか。

19 これまでに指定された第二種特定化学物質について、製造輸入数量や環境中
20 の濃度を監視することにより、適切にリスクが管理されているかどうかを評
21 価し、確認する必要があるのではないか。

22 今後優先評価化学物質のリスク評価結果から新たに第二種特定化学物質に指
23 定される物質については、評価の際に懸念されたリスクに対処するために必
24 要な措置を講じていくとともに、新たに第二種特定化学物質に指定された物
25 質のリスクが適切に低減されているかどうかを環境モニタリング等により確
26 認する必要があるのではないか。

27 優先評価化学物質のうち広範な汚染を伴わないものの一定のリスクが懸念さ
28 れるものに対する指導助言について、化審法以外の他法令における取組も踏
29 まえつつ、どのように推進していくべきか。また、優先評価化学物質の指定
30 が取消された物質については、取消後の監視等の取扱いについて、検討する

予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。

1 必要があるのではないか。

2

3 (3) その他の課題

4 新規化学物質や一般化学物質の中には有害性が非常に高い物質があり、これ
5 らについては審査や評価を実施する3省合同審議会において、有害性に係る
6 知見をどう活用するのかなどの課題が指摘されている。これまで、新規化学物
7 質の3省合同審議会からの注意喚起、毎年度の名称未公示新規化学物質(名
8 称公示後は一般化学物質)としての製造輸入数量実績・簡易用途の届出の監
9 視、届出実績に基づくスクリーニング評価の実施、公示済新規化学物質の審
10 査シートの公開等を行っているが、リスク管理の観点からこれらの対応で十
11 分であるのか、さらに対応を検討する必要があるか。

12 他法令との一層の連携強化、事業者による自主的な管理の促進、情報伝達等
13 も踏まえ、化審法がさらに果たすべき役割はあるか。